



平成23年度





佐世保市環境基本計画 年次報告書

平成22年度の環境の状況及び計画の進捗状況



目

次

| | |
|---|----|
|  佐世保市環境基本計画とは？ ----- | 1 |
|  年次報告書とは？ ----- | 2 |
|  特集：ごみを減らすための取組み ----- | 3 |
|  佐世保市の環境と環境基本計画の進捗状況 ----- | 5 |
| 基本目標 1. 地球温暖化防止 ----- | 5 |
| 基本目標 2. 自然環境の保全 ----- | 9 |
| 基本目標 3. 快適な生活環境とまちづくり ----- | 12 |
| 基本目標 4. 大気環境と水環境の保全 ----- | 14 |
| 基本目標 5. ごみの減量化とリサイクル ----- | 19 |
| 基本目標 6. 環境保全活動 ----- | 23 |

佐世保市環境基本計画とは？

佐世保市環境基本条例第10条の規定により、平成20年3月に佐世保市環境基本計画（改定版）を策定しました。この計画では、「自然と共に生きるまち“させぼ”」を佐世保市の望ましい環境像として定め、この実現に向けた6つの基本目標を掲げています。また、行政のみならず、市民・市民団体・事業者が環境保全に向けて取り組むべき事項を示しています。佐世保市において、環境面では最も基本となる計画であり、環境に関わりがある市の施策や事業は、この計画との整合を図って実施します。

◆基本目標1 【地球温暖化防止】

p5参照

地球温暖化防止に取り組むまち ～くらしの中の省エネルギー～

〔取り組みの方向性〕

- (1) 地球温暖化問題への意識を向上させる
- (2) 省エネルギーに取り組む
- (3) 自動車からのCO₂排出を抑制する



〔主な目標〕 温室効果ガス排出量の
1990（平成2）年比削減率
9.1%（平成17年度）
↓
-6.0%（平成24年度）

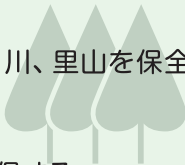
◆基本目標2 【自然環境の保全】

p9参照

多様な自然を守り伝えるまち ～子孫に残す海、山、川、里山～

〔取り組みの方向性〕

- (1) 市の自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する
- (2) 生物の多様性を保全する
- (3) 自然とのふれあいを促進する
- (4) 地産地消などにより安全な食を確保する



〔主な目標〕 自然環境に対する市民満足度
84.6%（平成18年度）
↓
85%（平成24年度）

◆基本目標3 【快適な生活環境とまちづくり】

p12参照

自然と調和した美しいまち ～市民も観光客も快適な環境～

〔取り組みの方向性〕

- (1) 環境の美化を図る
- (2) 身近な緑を豊かにする
- (3) 良好な景観を形成する



〔主な目標〕 まちのきれいさ・清潔さに満足している市民の割合
41.8%（平成18年度）
↓
60%（平成24年度）

◆基本目標4 【大気環境と水環境の保全】

p14参照

環境に負荷を与えないまち ～きれいで豊かな空気と水～

〔取り組みの方向性〕

- (1) 大気環境・水環境を保全する
- (2) 生活排水などによる水質汚濁を防止する
- (3) 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染を防止する



〔主な目標〕 環境基準の達成率
77.4%（平成18年度）
↓
100%（平成24年度）

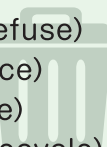
◆基本目標5 【ごみの減量化とリサイクル】

p19参照

省資源、資源循環のまち ～ものを大切に生活～

〔取り組みの方向性〕

- (1) ごみになるものを断る（リフューズ Refuse）
- (2) ごみを減量化する（リデュース Reduce）
- (3) 資源物を再使用する（リユース Reuse）
- (4) 資源物を再生利用する（リサイクル Recycle）
- (5) ごみや資源物を適正に排出・処理する

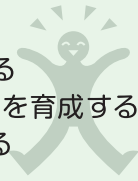


〔主な目標〕 ごみ処理基本計画の進捗率
20.0%（平成18年度）
↓
100%（平成24年度）

環境意識の高いまち ～活動する環境市民～

〔取組みの方向性〕

- (1) 環境管理と環境情報の共有化を図る
- (2) 環境教育・学習を推進し、環境市民を育成する
- (3) 協働による環境保全活動を展開する



※
 (主な目標) エコライフ・エコオフィスの実践度
 51.8% (平成18年度)
 ↓
 85% (平成24年度)

※日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組むことをエコライフ(家庭)・エコオフィス(事業所等)と表現しており、アンケートによりその実践度を計っています。

佐世保市環境基本計画年次報告書とは？

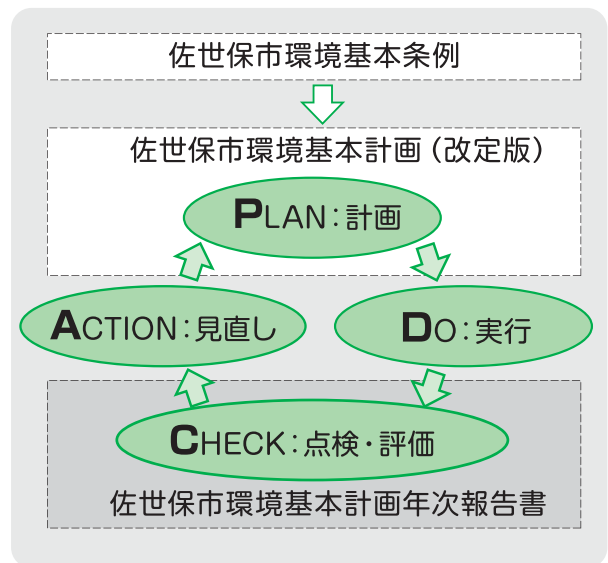
佐世保市環境基本計画年次報告書(以下、「年次報告書」という。)は、佐世保市環境基本計画(改定版)に掲げている市民・市民団体・事業者・市行政の環境保全の取組みの実施状況や、市の環境変化について、計画目標の達成状況とともに点検・評価するものです。

環境マネジメントツールとしての役割

佐世保市環境基本計画(改定版)では、PDCAサイクルを用いて、〔PLAN:計画〕→〔DO:実行〕→〔CHECK:点検・評価〕→〔ACTION:見直し〕という流れを確立することによって、環境マネジメントを行うこととしています。

年次報告書は、このPDCAサイクルのうち、主に「C(CHECK:点検・評価)」の役割を担うものであり、「A(ACTION:見直し)」を検討するための基礎的な資料となります。

なお、学識経験者や関係団体の代表者等により構成する佐世保市環境政策審議会(※)からの意見を基本目標ごとに掲載しております。



※佐世保市環境政策審議会とは・・・

佐世保市環境基本条例に基づき、佐世保市の環境の保全に関する事項や清掃事業並びに一般廃棄物の処理に関する事項などの調査審議を目的とした機関で、環境基本計画の進捗状況をチェックし、取組みの内容や方向性などについて毎年度協議を行います。

市民・市民団体・事業者・行政の取組み報告書としての役割

年次報告書の作成にあたり、市民アンケート調査(佐世保市の環境問題に関するアンケート調査)を行い、市民・事業者の方へ環境保全への取組みについて実施状況などを伺いました。この結果は年次報告書の巻末に掲載しています。

環境コミュニケーションツールとしての役割

今後も年次報告書を毎年度作成することで、市の環境に関する点検・評価の結果を広く市民の皆様にご公表し、市行政と市民・市民団体・事業者の皆様との環境コミュニケーションを図ります。

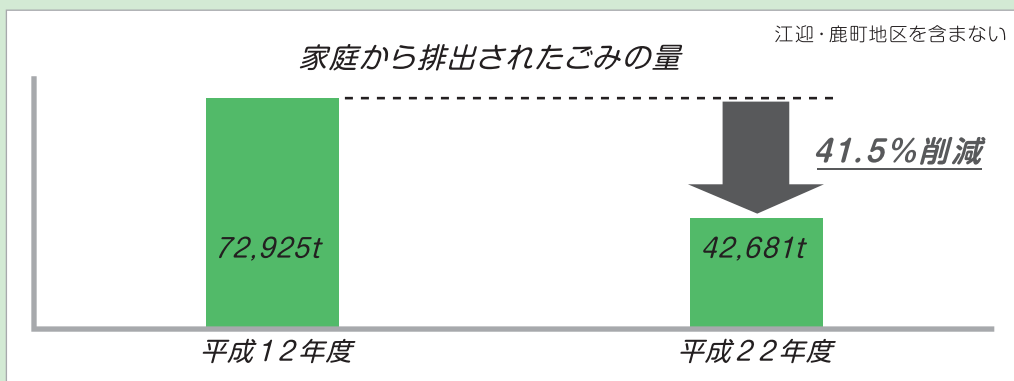
特集：ごみを減らすための取組み ～家庭からのごみは約4割減少～

日常生活の中で、必ず出てくるごみ。ごみステーションへ出されたごみは収集車へ積んで、市内3ヶ所のごみ処理施設へ集めて処理しています。ごみを処理するためには、多くの労力と、1日あたり1,000万円以上もの多額の費用が必要です。また、ごみの収集から焼却などの過程において、多くの資源を消費し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しています。

そのため、私たちの生活環境を守るためにごみを減らすことはとても重要であり、様々な取組みを行う必要があります。

家庭からのごみの量は10年間で約4割減少

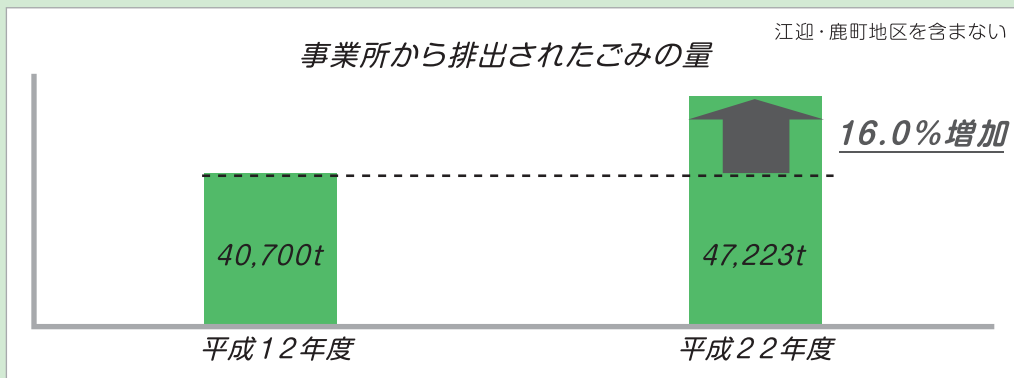
みなさんのご家庭から出るごみの量を平成22年度と10年前の平成12年度と比較すると、約4割減少しました。特に平成17年1月から開始しました二段階有料化制度以降、大幅に減少しました。



工場や事務所からのごみの量は10年間で2割近く増加

工場や事業所から出るごみの量(※)は平成22年度と10年前の平成12年度と比較すると、2割近く増加しており、市の処理施設へ持ち込まれる量の半分を占めるようになりました。工場や事業所から出るごみの量は市内の経済状況を反映する一面を持っており、変動しやすい性質があります。

※本市の処理施設で処理した一般廃棄物のみ



家庭系ごみの2段階有料化制度

平成17年1月からごみの減量化・分別の徹底等を目的に家庭から排出されるごみの2段階有料化制度を開始しました。平成21年1月には利便性の向上を図るため、制度の一部改正を行いました。

2段階有料化制度は一定量のごみまでは無料で、その量を超えた場合は有料となるため、「減らした人が報われる」「減量効果が持続できる」といった特徴があります。

資源集団回収報奨金等交付制度

ごみとして排出されるものの中には、リサイクルに適した有効利用できる資源が多く含まれています。そのため、町内会や子供会などの地域団体による資源物の回収活動を促進し、ごみの減量化等を図るため、回収量に応じた報奨金・助成金の交付制度を実施しています。

<交付対象となる品目と金額>

- ・古紙類（新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック等） 1kgにつき5円
- ・金属類（スチール缶、アルミ缶等） 1kgにつき5円
- ・空びん（酒、しょう油、ビールびん等） 1本につき5円

生ごみ処理機器設置奨励金交付制度

生ごみは家庭から出るごみの約4割を占めているといわれています。「生ごみ処理機器」を使用すると「ごみ出しの回数や量が減る」「たい肥化して、有機野菜や花を栽培する」「ごみステーションへ運ぶ際の汁だれがなくなる」等の効果があります。

佐世保市では、ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機器の購入費用に対し一部助成を行っています。



生ごみ堆肥化処理容器 ▶

事業所から排出されるごみの減量対策

ごみ処理施設へ持ち込まれる事業所から排出されたごみの中にリサイクルできる資源物が含まれていないか、持ち込んではいけない産業廃棄物などが混ざっていないかをチェックしています。

また、事業所から排出されるごみは紙類が多くを占めることから新たなリサイクルのしくみの構築に向けて取り組んでいます。

一定以上の店舗面積を持つ多量排出事業者に対しては、ごみ減量計画書と実績報告書の提出を求めています。



▲ 施設へ持ち込まれたごみを検査する様子

佐世保市の環境と環境基本計画の進捗状況

1 地球温暖化防止

地球温暖化防止に取り組むまち ～くらしの中の省エネルギー～



【総合評価】

温室効果ガスの排出量は前年度に比べ減少しましたが、目標でもある1990年（平成2年）年度比6%減を達成するには、2012（平成24）年度までにあと9.7%の削減が必要です。

内訳を前年度と比較すると、温室効果ガスのうち、佐世保市で最も大きな割合を占めている家庭や事務所などからのCO₂排出量（民生部門）は減少しましたが、2番目に大きな割合を占めている自動車などからのCO₂排出量（運輸部門）は前年度と変化はありませんでした。

【施策や取組みの状況】

平成18年4月に策定した「佐世保市地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた温室効果ガス削減目標の達成に向けて、温暖化防止活動の啓発に努めるとともに、環境家計簿の全世帯配布やエコドライブキャンペーンの実施、学校版ISOの推進などに取り組みました。

また、環境負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を目的として実施している住宅への太陽光発電設備設置への補助件数は、平成21年度は116件、平成22年度は560件と本市においても急速に普及しています。

エコドライブに積極的に取り組んでいる市民の割合は基準値を下回っており、公共交通機関（バス・鉄道）の利用者数※は毎年減少しています。

※公共交通機関の利用者数：平成18年度（基準年）28,038,275人 → 平成22年度 24,192,584人

【佐世保市環境政策審議会からの意見】



省エネの取組みや省エネ設備の導入は広がりを見せている

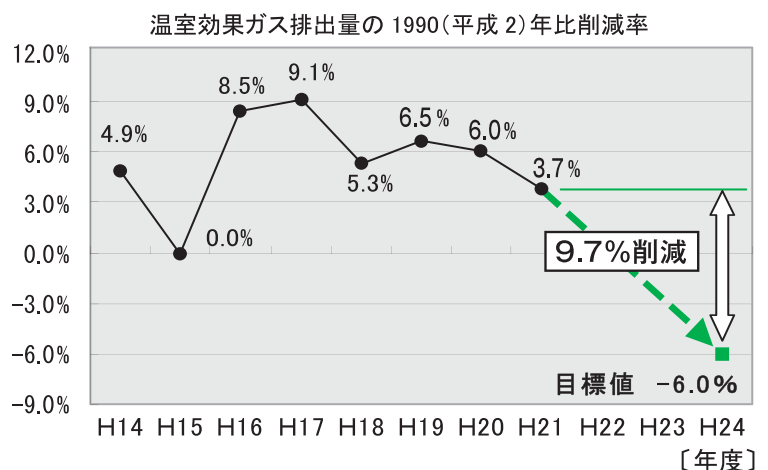


運輸部門のCO₂排出量の削減努力を促す必要がある

★ 温室効果ガスの総排出量は1990年比3.7%増

最新である平成21年度（2009年度）の状況は、前年度（2008年度）と比較すると2.1%減少していますが、目標基準年（1990年度）比では3.7%増となっています。

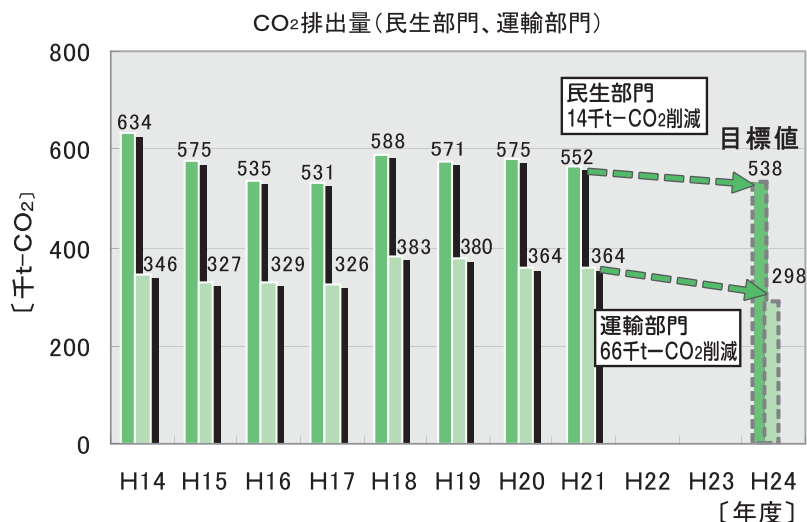
注）平成18年度分より計測方法の見直しを行いました。このため、前の年度までの推移と単純な比較はできません。
また、森林によるCO₂の吸収分は含めていません。



★ 運輸部門の削減が重要

本市で排出される温室効果ガスのうち、自動車などからのCO₂排出量（運輸部門）は前年度と変わらず、基準年度（1990年度）比で50.5%増加したままです。

削減目標の達成に向けて、まずは着実に減少させる取組みが重要です。



取組み1：地球温暖化問題への意識を向上させる

地球温暖化の主な要因である温室効果ガスを削減していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルを見直すことが必要です。

地球温暖化防止のために、店舗や事務所、企業組合等の団体が積極的に行うエコ活動を“自主宣言”として認定する制度「e宣言@サセボ」において新たに3団体を認定し、既に認定を受けている5団体に加え、合計8団体となりました。

また、普段の生活で使用する電気、ガス、水道などのエネルギーやごみの量を毎月記録し、二酸化炭素の排出量を把握することができる「環境家計簿」を全世帯配布のごみカレンダーへ掲載しています。



▲ e宣言@サセボの認定を受けた団体を示すマーク

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合※ | |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 環境家計簿に取り組んでいる市民の割合 | 14.1% | 14.5% | | 2.8% |
| 地球温暖化防止活動啓発研修会の参加人数 | 1,301人 | 1,399人 | | 7.5% |
| 地球温暖化防止活動推進センター佐世保支所（させぼエコプラザ）の来場者数 | 3,421人 | 8,043人 | | 135.1% |

※現況値が基準値からどのくらい変化したのかを割合で示します。次の式で計算します（以下、同様）。

$$\text{変化の割合 (\%)} = \frac{(\text{現況値}) - (\text{基準値})}{(\text{基準値})} \times 100$$

取組み2：省エネルギーに取り組む

環境負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図るため、住宅へ新たに太陽光発電設備を設置する際の補助を実施しており、平成22年度は560件に対し補助を行いました。

施設の設備改修において、民間事業者が省エネ診断、設計・施工、維持管理など省エネルギーを実現するための包括的なサービスを提供するESCO事業について、市内では民間も含めて導入事例はありませんが、平成20年度に市の施設について導入に向けた調査検討を行い、市役所本庁舎と環境センターへ導入することにしました。平成23年度に改修工事、平成24年度からESCOサービス開始に向けて取り組んでいます。

省エネ法により、大規模の新築増改築等については一定の省エネ基準が設けられており、基準の適合について審査指導を行っています。平成22年度は78件の届出を受理し、54件が適合していました。なお、届出の対象となる建築物の床面積は平成21年度までは2,000㎡以上だったものが、平成22年度から300㎡以上となったことから、対象となる建築物が増加しました。

| 指標の名称 (取組み指標) | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|--|-----------------|-----------------|----------------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 学校版環境ISO (学校版環境マネジメントシステム) の導入学校数【累計値】 | 0校 | 10校 | (10校導入) | |
| ESCO事業導入施設数【累計値】 | 0施設 | 0施設 | | |
| 省エネ法に適合した建築物の割合 | 84% | 69% | | |

◇◇◇ 省エネ適合標識制度 ～省エネ建物で快適かつ経済的に～ ◇◇◇

省エネ建物は、夏は涼しく冬は暖かく快適かつ経済的に過ごすことができる地球環境と人にやさしい建物です。また、省エネ効果による光熱費の削減だけでなく、減税措置や政府による住宅版エコポイント制度などさまざまな支援策もあります。

なお、省エネ法に基づいて市の建築指導課へ届出を行い、基準に適合していることが確認された建物には「省エネ法適合建築物」の標識が無料で交付されます。

「省エネ法適合建築物」の標識 ▶



取組み3：自動車からのCO₂排出を抑制する

燃料の消費を抑え、CO₂の排出を抑制するエコドライブの普及啓発に重点的に取り組むため、自動車教習所等と連携し、普及員やインストラクターを養成するための教習会や市民及び事業者を対象としたエコドライブ実車教習会を開催しました。

また、月に一回市職員が通勤時にマイカー使用を自粛する「佐世保市職員ノーマイカーデー」を継続的

に実施し、市営バスではマイカーの代わりに環境にやさしいバスの利用を推進するため「環境定期制度」の取組みを推進しています。

沿線自治体が構成員として含まれる松浦鉄道沿線地域公共交通活性化協議会の事務局として、市内のパーク&ライド用駐車場の利用促進を図り、公共交通利用者の増加を推進しています。

| 指標の名称 (取組み指標) | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| エコドライブに積極的に取り組んでいる市民の割合 | 64.7% | 64.4% | -0.5% | |
| 公共交通などを活用して自家用車の利用抑制を図っている市民の割合 | 32.0% | 51.9% | | 62.2% |

◆◆◆ご存知ですか？環境定期制度◆◆◆

「環境定期制度」とは土日祝日などの適用日に、マイカーの代わりに環境に優しい市営バスをご利用いただくことにより、地球温暖化防止を推進することを目的としています。

通学定期をお持ちの方と、通勤定期をお持ちの方は同伴のご家族についても、土日祝日や年末年始については、定期区間外でも1回100円(小人は50円)で乗車できるお得な制度です。

土日祝日など、ご家族でお出かけの際は、便利でお得な市営バス「環境定期制度」をご利用ください。



◆◆◆パーク&ライド (松浦鉄道) ◆◆◆

パーク&ライドとは、自家用車を最寄り駅などにある駐車場に駐車(パーク)し、そこから鉄道などの公共交通に乗車(ライド)して、目的地まで移動することです。公共交通は、自家用車に比べ一人あたりのCO2排出量が少なく、地球温暖化防止につながります。また、排気ガスが減少し、大気汚染防止にもつながります。

松浦鉄道では、環境対策の一つとしてこのパーク&ライドを進めています。通勤定期を購入している人は、江迎鹿町駅、上相浦駅、皆瀬駅、左石駅の駐車場が月額1,000円で利用できます。



2 自然環境の保全

多様な自然を守り伝えるまち ～子孫に残す海、山、川、里山～



【総合評価】

佐世保市には九十九島など優れた自然環境を有する場所が多く存在します。自然環境の保全状況や自然とのふれあいの機会の有無などを含めた総合的な観点から、自然環境に対する市民の評価を把握するため、アンケート調査により自然環境に対する市民の満足度を図っており、平成22年度は前年度に比べ若干低下しました。

【施策や取組みの状況等】

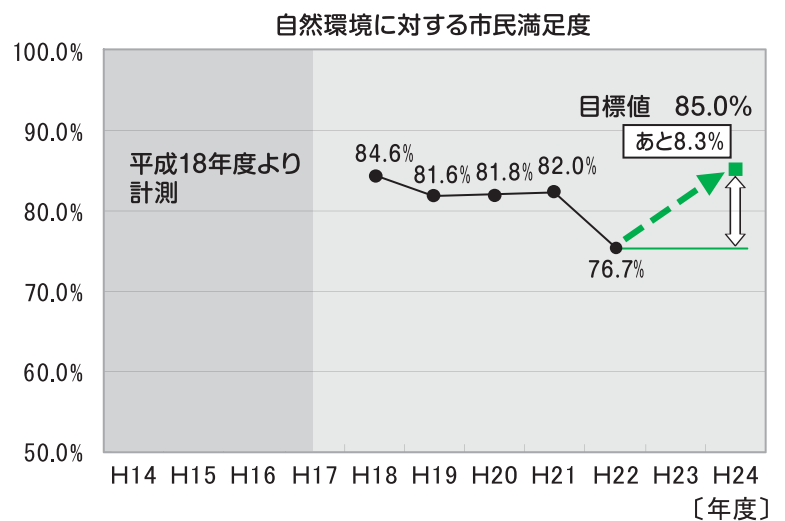
本市では660種の野生生物が絶滅の危機に瀕していることが分かっており、新たに合併した江迎地区と鹿町地区についても、平成22年度から平成23年度にかけて調査を実施します。

自然環境を体験、学習しながら観光するエコツアーは、商品化などにより体験プログラムが充実し、参加者も年々増えています。

耕作放棄地の発生防止・解消につながる農地流動化は進んでいますが、遊休農地の面積は増加しており、大幅な解消には至っていません。

★ 自然環境に対する市民満足度は若干低下

自然環境に対する市民満足度は、前年度よりも若干低下し、76.7%となりました。年齢別では若年層が低い傾向にあります。



取組み1：市の自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する

100年の森構想実行委員会主催の市民ボランティアによる「樹木の植樹」や「育樹活動」の支援を行っており、平成22年度は世知原地区において、講演会及び植樹祭が開催されました。

中山間地域において、農業生産の不利な条件に対する補填や水源のかん養・国土保全等の自然環境が持つ多面的機能の発揮のために、農業集落が行う共同の取組みに対する支援を行っています。平成22年度において、要件緩和により対象となる農地が拡大され、協定参加集落及び協定締結面積が増加しました。

海洋資源の生育場となる藻場の食害防止のため、事業補助を実施しました。

遊休農地の発生防止・解消のため利用状況の調査を行い、農地等の情報や所在を把握し農地利用を促進しています。さらに、規模を縮小する農家等から規模を拡大する農家に対する所有権や利用権を移動（このことを「農地流動化」と言います。）し、遊休農地の解消に取り組んでいます。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|------------------------|-----------------|-----------------|--------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 農業従事世帯数【累計値】 | 3,639世帯 | 3,452世帯 | -5.1% | |
| 担い手数（漁協組合員数）【累計値】 | 2,054人 | 1,834人 | -10.7% | |
| 育成すべき担い手数（認定農業者数）【累計値】 | 385経営体 | 461経営体 | 19.7% | |
| 農地流動化面積 | 50ha | 121ha | 142.0% | |
| 遊休農地面積【累計値】 | 372.2ha | 995ha | 167.3% | |
| 中山間協定集落数 | 82集落 | 107集落 | 30.5% | |

取組み2：生物の多様性を保全する

希少な野生生物の生息状況を把握するための調査を実施し、その結果をレッドリスト及びレッドデータブックへ集約しています。また、希少野生生物保護についての住民説明会や、住民や市民団体と合同での調査活動を行うなど市と市民、市民団体が協働で行う自然環境保全意識の啓発活動に取り組んでいます。

九十九島動植物園「森きらら」では、ニホンコウノトリ、マナヅル、ナベヅル、長崎県の固有種であるツシマヤマネコや対州馬などの種の保存のための飼育や、希少植物の保護、増殖に取り組んでいます。

市が行う公共工事においては、希少野生生物の生息状況の確認を行い、希少野生生物の保護対策等の助言指導を行っています。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|-------------------|-----------------|-----------------|-------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| ホテルの生息状況調査箇所数 | 62箇所 | 123箇所 | 98.4% | |
| 自然環境保全意識啓発活動の実施回数 | 3回 | 5回 | 66.7% | |

取組み3：自然とのふれあいを促進する

自然とのふれあいなどを促進するエコツアーや、農林業体験（グリーンツーリズム）、漁業体験（ブルーツーリズム）を推進しており、それぞれ利用者の増加に努めています。平成22年度はエコツアーについては、商品化されたツアーや体験プログラムの増加に伴って参加者数も増加し、グリーンツーリズムについてもお茶に関する体験イベント数の増加に伴い参加者数も増加しました。

平成22年7月に西海パールシーリゾート内にオープンした九十九島ビジターセンターにおいて、市民

や観光客を対象に自然観察会を開催しました。九十九島動植物園森きららでは、園外で動植物の観察方法や昆虫の捕獲方法などを地元の小学生（1年生から6年生）を対象に学習会を実施しました。

自然に親しむための啓発イベントとして、市内の河川における生物観察や自然体験型ゲームを通じての自然環境学習を実施しました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|------------------------|-----------------|-----------------|-------|--------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 体験観光プログラム（エコツアー）数【累計値】 | 10ツアー | 60ツアー | | 500.0% |
| 農林業体験利用者数 | 574人 | 5,409人 | | 842.3% |
| 漁業体験者数 | 1,122人 | 5,636人 | | 402.3% |

取組み4：地産地消などにより安全な食を確保する

たい肥などを利用した土づくりを基本に、化学肥料・化学農薬を削減することで環境にやさしい農業に取り組む「エコファーマー」の認定者数が増加しました。

市内で生産された安全な食料を地元で消費する「地産地消」を推進しており、市立小中学校の学校給食においても地場産品の使用を推進しています。

（学校給食全体に占める地域作物利用状況 ※県内産重量比：平成22年度67.4%）

また、水産物や農産物の消費拡大や地産地消を推進するためのイベントの開催経費へ補助を行いました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|-------------------|----------------------------------|-----------------|--------|--------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| エコファーマーの認定者数【累計値】 | 115人 (平成16年度) | 554人 | | 381.7% |
| 市内向け出荷量（水産物） | 14,700 t (平成13～17年度 までの平均) | 11,705 t | -20.4% | |
| 主要農産物直売所売上額 | 6.5億円 (平成18年度) | 5.9億円 | -9.2% | |

◆◆◆有害鳥獣による農作物の被害が多発◆◆◆

イノシシやカラスなどの有害鳥獣による農作物への被害が急激に増加しており、農業経営に深刻な影響を与えています。対策として、猟友会へのイノシシ等の捕獲を委託したり、捕獲わなの整備や免許取得に対する助成を行っていますが、まずは防衛手段をとることが重要です。

イノシシを見かけても絶対に餌をあげないようにしましょう。また、イノシシの飼育も厳禁です。イノシシは短期間で成長しますので、飼育が出来なくなり野に放すこととなります。被害を防止するには藪（やぶ）草払いなどによるイノシシが近づきにくい環境づくりと防護柵が有効です。

3 快適な生活環境とまちづくり

自然と調和した美しいまち ～市民も観光客も快適な環境～



【総合評価】

佐世保市のまちのきれいさ・清潔さに満足している市民の割合は、平成22年度は34.3%となり、昨年度より増加しましたが、基準値を下回ったままです。不法投棄監視パトロールや市民からの通報により発見した不法投棄の件数は減少しましたが、不法投棄の量は増加しました。

【施策や取組みの状況】

毎年6月に市内の一斉清掃及び空き缶回収キャンペーンを実施し、例年を上回る約39,300人が参加しました。

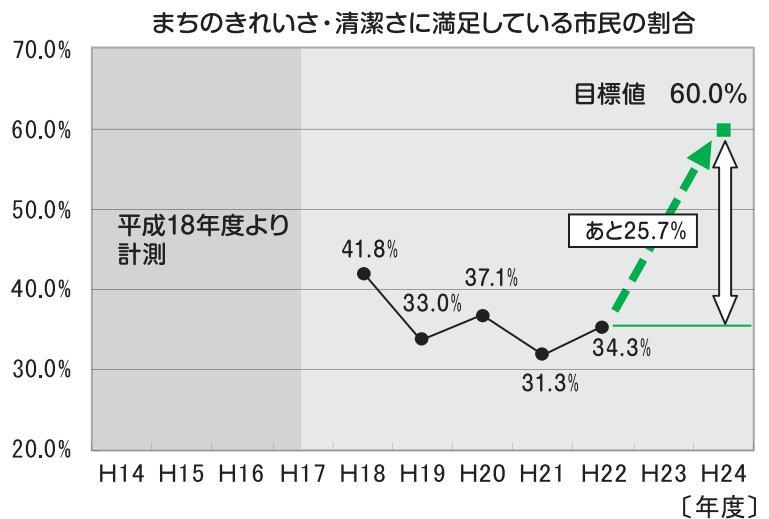
不法投棄防止のため、山間部など不法投棄されやすい場所を中心に監視カメラの設置や、夜間及び早朝も含めてパトロールを実施し、発見した場合は投棄者の特定に努め、撤去指導を行いました。

景観法に基づき佐世保市景観計画の策定及び佐世保市景観条例を策定し、平成23年1月1日より運用を開始しました。

★ まちのきれいさ・清潔さに満足している市民は約3割

まちのきれいさ・清潔さに満足している市民の割合は、昨年度より増加し、34.3%となりました。

しかし、基準値の41.8%を下回ったままとなっています。



取組み1：環境の美化を図る

平成22年度に行われた市内の一斉清掃では、例年を上回る約39,300人の市民のみなさんにご協力いただき、約220.8tのごみを回収することができました。

不法投棄を抑止することを目的として、不法投棄のおそれのある路線に監視カメラとその旨を記載した看板を設置しています。

漁場環境の保全のための海浜清掃（平成22年度6カ所）や、宇久島においても漂着ごみの撤去を行いました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|--------------|-----------------|-----------------|-------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 一斉清掃の参加人数 | 32,100人 | 39,300人 | | |
| 一斉清掃によるごみ回収量 | 約218t | 約220.8t | | |
| 漂着ごみの回収量 | 21t | 13t | | |

取組み2：身近な緑を豊かにする

公園の新設等により、身近に公園が配置された市街化区域の割合が増加し、より公園が利用しやすい状況となりました。九十九島動植物園森きららでは、園内において市内に分布する水辺の希少植物を植栽し、ビオトープの充実を図っています。また、近接する小学校とビオトープの一角で稲作の取組みにより里山保全と自然保護の啓発を図っています。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|---------------------|-----------------|-----------------|-------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 身近に公園が配置された市街化区域の割合 | 75.8% | 77.0% | | |

取組み3：良好な景観を形成する

美しく魅力的な佐世保らしい景観を保全、創造していくことを目的に、景観法に基づく佐世保市景観計画及び佐世保市景観条例を平成22年9月に制定し、平成23年1月1日より施行しています。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 景観計画区域内（景観形成地区内）における建築行為等届出適合率 | (100.0%) | 100.0% | | |

4 大気環境と水環境の保全

環境に負荷を与えないまち ～きれいで豊かな空気と水～



【総合評価】

平成22年度の環境基準適合率※（総合）は、大気及び水質において環境基準の適合状況が改善し、前年度を若干上回る85.5%となりました。

大気環境基準適合率が改善したのは、黄砂の飛来などによる自然的要因の影響が小さかったと考えられます。水質については、前年度に環境基準を超過していた楠泊漁港は改善しましたが、海水が交換しにくい閉鎖性水域の佐世保湾の一部においては、引き続き環境基準を超過しました。

水環境保全のためには、水質汚濁の原因となる生活排水への対策が欠かせません。下水道の整備や浄化槽の普及に取り組んでいますが、その進捗状況を示す生活排水処理率は、前年度と変わらず67.4%となりました。

【施策や取組みの状況】

大気や水質などの定期的な監視や、必要に応じて事業所等への立入調査を行っています。

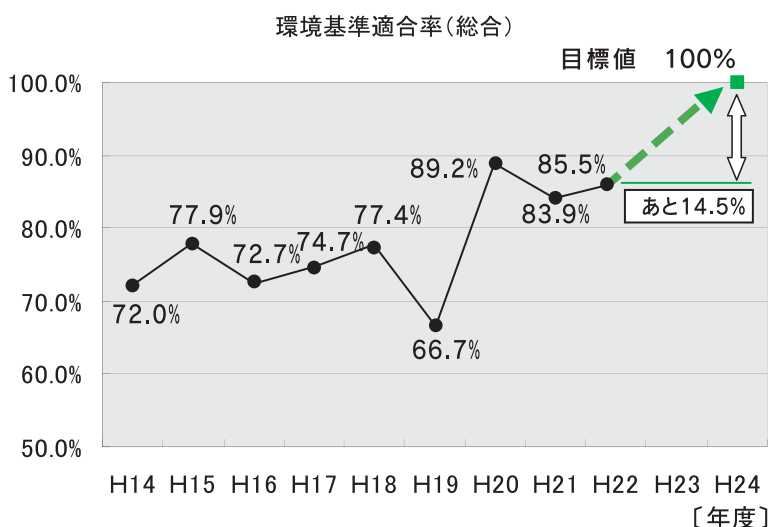
生活排水対策としては、下水道の整備や浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質保全及び生活環境の向上に努めています。なお、平成22年度より下水道処理認可区域以外においては、浄化槽設置にかかる補助金額の増額と設置工事費の融資の利子分を補助する制度を開始し、浄化槽設置の促進を図りました。

※「環境基準適合率」とは、環境基準の測定地点数に占める適合地点数の割合のことです。「環境基準」とは、環境基本法に基づいて、国が定める環境保全行政上の目標です。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関して定められているものです。

★ 環境基準適合率（総合）は85.5%に上昇

大気、水質、騒音の測定結果を総合した値である環境基準適合率（総合）は、85.5%であり、前年度の83.9%から1.6%上昇しました。

毎年度上下していますが、基準値と比べると高い水準を維持しています。

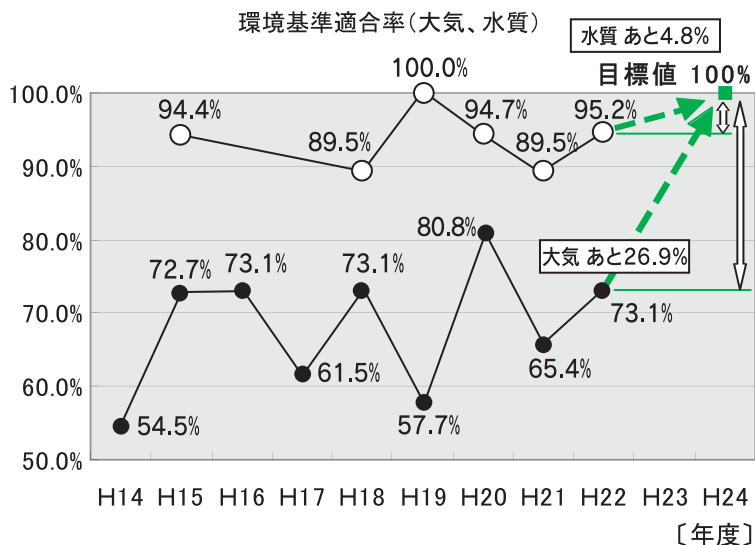


★ 大気、水質の環境基準適合率は改善

大気環境基準適合率は前年度から7.7%改善し、73.1%でした。この要因は、黄砂の飛来など自然的要因の影響が少なかったと考えられます。

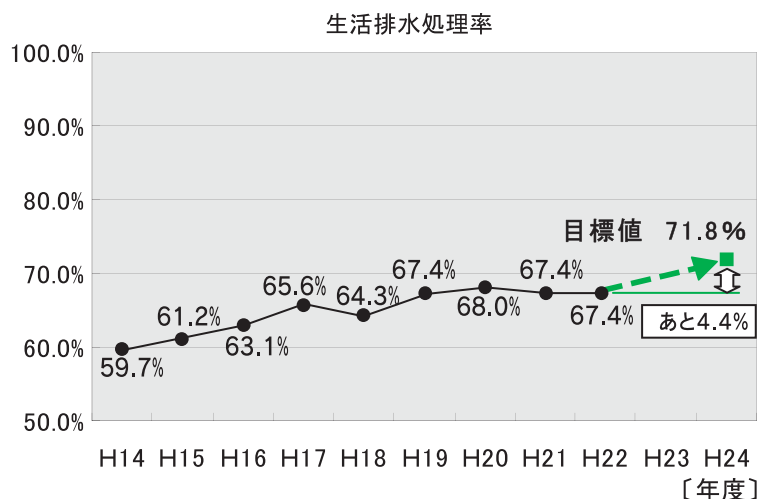
水質環境基準適合率は前年度より5.7%改善し95.2%となりました。このうち河川の水質環境基準適合率は、前年度と同様に100%を達成しています。

また、海域の水質環境基準適合率は、前年度の80%から10%改善し、90%でした。佐世保湾の一部においては前年度に引き続き環境基準を超過しており、原因として、閉鎖性水域のために海水が交換しにくいことが考えられます。



★ 生活排水処理率は前年度と同じ67.4%

下水道や浄化槽等により生活排水の処理を行っている人口の割合を示す「生活排水処理率」は、前年度と同じで67.4%でした。平成22年度より西部下水処理場の供用開始され下水道の整備が進みましたが、一方で生活排水処理を実施している区域内の人口が減少したため、前年度並みとなりました。



取組み1：大気環境・水環境を保全する

大気は、市内7ヶ所の大気測定局で常時監視しており、その結果をホームページ上で公表しています。

また、大気汚染防止法による特定施設からのばい煙や粉じんの発生施設の設置状況の届出を受け、必要に応じて立入調査を実施しています。平成22年度は延べ31件の立入調査を実施しました。

水質は、11河川(17地点)、5海域(13地点)、地下水26地点で定期的な監視を行っているほか、水質汚濁防止法による特定事業場への立入調査を行っています。平成22年度は延べ87件の立入調査を実施し、基準を超過した工場や事業場に対し指導を行いました。

この他、大村湾及び佐々川流域の自治体などと連携して、水環境保全を目的とした啓発に取り組んでいます。

養殖漁場の健全な発展を図るため、九十九島付近や大村湾等の養殖漁場の水底質調査を行い、環境保全状況の指針としています。また、貝毒による食中毒を未然に防ぐため、管内漁場の貝毒の検査を行いました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|------------------------|-----------------|-----------------|--------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 工場排水立入調査数 | 85件 | 87件 | 2.4% | |
| 佐々川をきれいにする会啓発イベント回数 | 2回 | 2回 | 0.0% | |
| 大村湾をきれいにする会啓発イベント回数 | 1回 | 1回 | 0.0% | |
| 大気汚染防止法に基づく特定施設の立入調査件数 | 52件 | 31件 | -40.4% | |

◇◇◇光化学オキシダント注意報◇◇◇

光化学オキシダントとは、自動車や工場などから排出される化学物質が光化学反応により生成される汚染物質です。佐世保市では、ここ数年、春先から秋にかけて光化学オキシダントの濃度が高くなり、注意報が発令される傾向が見られます。

注意報が発令されると直ちに健康被害がでるわけではありませんが、もし眼やのどに異常を感じたら、きれいな水でうがいや洗眼をしたり、野外での激しい運動を控え、屋内で休息するなどしてください。

なお、注意報等はテレビ・ラジオ・市ホームページ・市メールマガジンなどでお知らせします。

取組み2：生活排水などによる水質汚濁を防止する

生活排水は公共用水域の水質汚濁の約6割を占めるといわれています。生活排水などによる水質汚濁を防止するため、主に下水道の整備と浄化槽の普及促進を図っています。

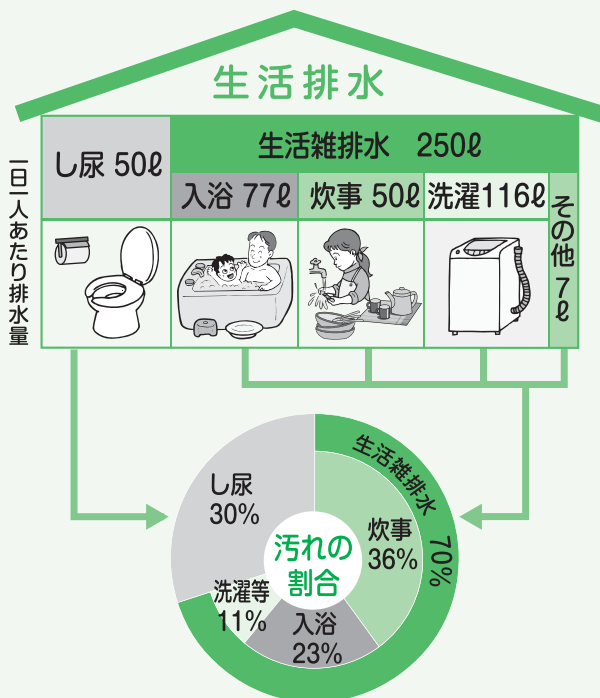
市街化区域では下水道整備を進めており、平成22年度より西部下水処理場の供用が開始されたことにより、下水道普及率は増加しましたが、基準値を下回ったままとなっています。

平成22年度における浄化槽の新規設置基数は449件で、累計7,593件となりました。今後、更に浄化槽の普及を促進するため、平成22年度からは下水道の計画が認可されていない区域において浄化槽設置補助金を増額したほか、設置工事費の融資の利子分を補助する制度を開始しました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|--------------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 下水道普及率 | 55.8% | 55.5% | -0.5% | |
| 浄化槽設置件数【累計値】 | 5,711件 | 7,593件 | | 33.0% |

◇◇◇考えましょう家庭の排水◇◇◇

川や海には、微生物などの働きによって、汚れた水を自分できれいにする力があります。これを水の自浄作用といいます。しかし、下水道への接続や浄化槽を設置していない場合、私たちの毎日の暮らしや事業所などから出てくる排水が直接川へ流れるため、水の自浄作用が追いつけなくなり、川の生き物の減少や悪臭などの問題が発生しています。



家庭でできる対策



使い古しの天ぷら油はそのまま流さないで、古新聞などに吸い込ませて、燃やせるごみとして、出しましょう。



食器やフライパンは、新聞紙などでふき取ってから洗いましょう。食器洗いも楽になります。



台所やお風呂の排水を、し尿とあわせて処理する合併処理浄化槽を設置しましょう。浄化槽は正しい使い方や適正な維持管理をしましょう。



流し台には、細かい目の網などを備え、調理くずや食べ残しを流さないようにしましょう。



お風呂の残り湯は洗濯や水まきに使うようにしましょう。



米のとぎ汁は植木に活用しましょう。米のとぎ汁は養分を含んでいますので肥料になります。

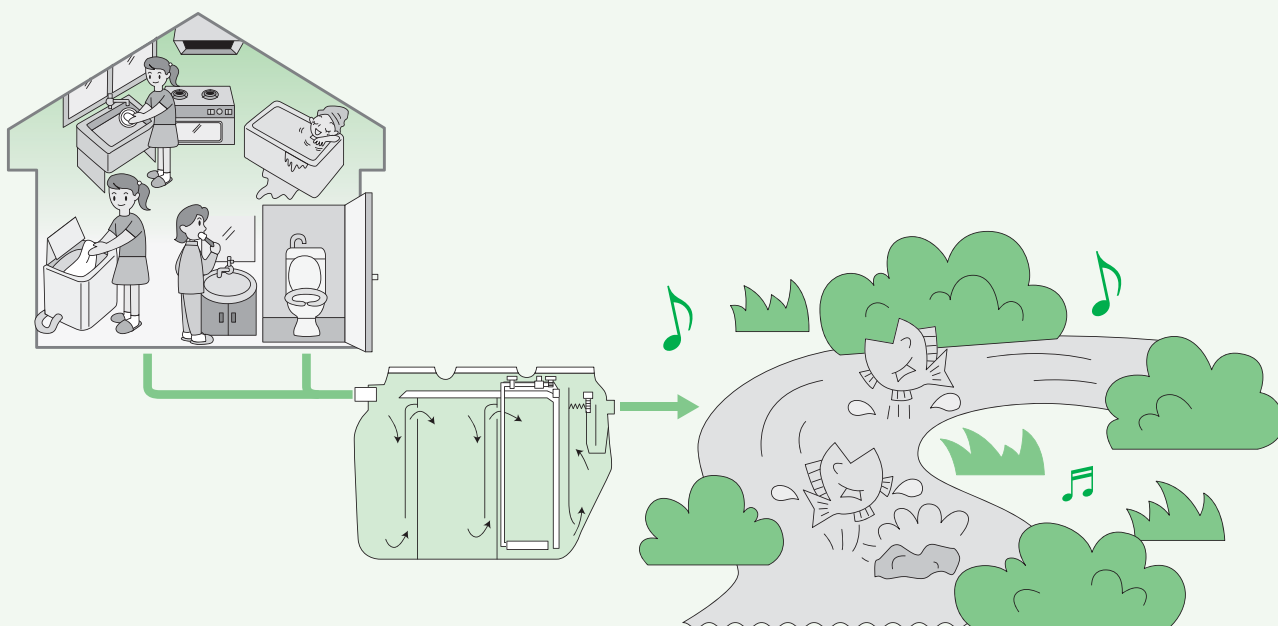
◆◆◆浄化槽はメンテナンスが大切です◆◆◆

汚水を浄化するため浄化槽をせっかく設置していても、正常に機能しなければ、十分な浄化能力を発揮することができません。このようなことから、浄化槽の管理者(使用者)には、「浄化槽法」に基づいた保守点検や清掃、法定検査が義務づけられています。

人に例えると、この保守点検や清掃は日常の健康管理にあたり、法定検査は健康診断にあたるもので、浄化槽の維持には欠かせないものです。

《浄化槽の維持に関する義務》

- ◎保守点検(浄化槽法第10条) : 浄化槽の定期的な点検、調整、修理及び消毒剤の補充等を行います。
- ◎清掃(浄化槽法第10条) : 浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜き等を行います。
- ◎法定検査(浄化槽法第7条、第11条) : 浄化槽が正常に機能しているか、適正な維持管理が行われているか総合的な検査を行います。



取組み3: 騒音・振動・悪臭や有害化学物質による汚染を防止する

定期的に特定地点で騒音、振動、悪臭の監視を行うとともに、その発生源となるおそれのある工場、事業場などへの立入調査を行っています。平成22年度は27件の立入調査を実施しました。

また、有害大気物質の調査を2地点において実施しており、環境基準は達成しています。

市内3箇所のごみ処理施設において、有害化学物質の監視結果を公表しています。なお、全ての測定結果において環境基準に適合していました。

| 指標の名称 (取組み指標) | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|----------------|-----------------|-----------------|---|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 騒音特定工場などの立入調査数 | 11件 | 27件 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 100%; height: 20px; background-color: #ccc;"></div> <div style="width: 100%; height: 20px; background-color: #4CAF50; text-align: center; color: white; font-weight: bold;">145.5%</div> </div> | |

5 ごみの減量化とリサイクル

省資源、資源循環のまち ～ものを大切にする生活～



【総合評価】

ごみの減量化がより一層推進されたため、ごみに関する5つの指標のうち前年度と同様で3つの指標について目標を達成することができました。今後も目標達成に向けてごみ処理基本計画に基づいた一層の取組みの推進が必要です。


【施策や取組みの状況】

生ごみの堆肥化に対する支援として、生ごみ処理機器の設置に対する助成を行っていますが、助成件数は減少傾向です。また、支援を行った地域や学校での生ごみ堆肥化活動への参加人数についても減少傾向となっています。

事業所から排出されるごみの減量化・資源化を図るため、ごみ減量啓発パンフレット等を配布しながらの訪問活動を実施しました。

東部クリーンセンターでは、燃やせるごみの焼却時に発生する熱を利用して発電等を行っています。また、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターの焼却灰は、灰溶融施設によって減容化を行うとともに資源化を行っています。

【佐世保市環境政策審議会からの意見】

 **ごみ減量をより推進するためには、取り組む人へメリットが必要**

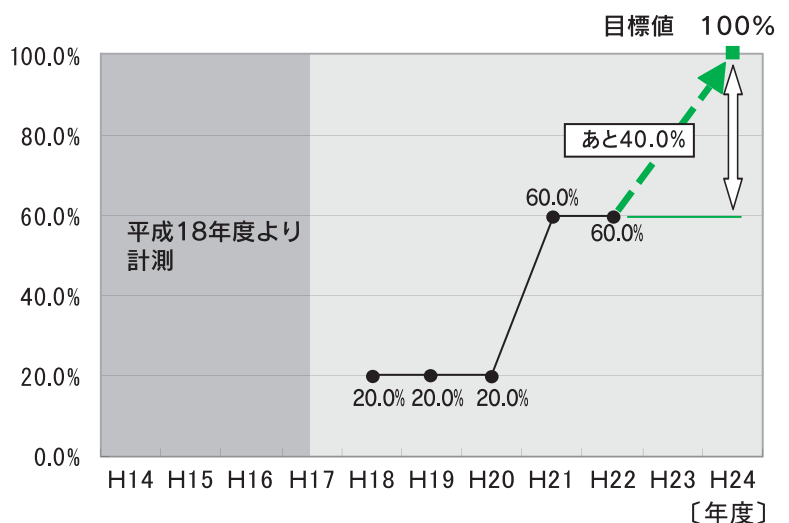
 **学校での取組みを強化し、親子で取り組むよう誘導する必要がある**

★ ごみに関する5つの目標※のうち、3つを達成

ごみに関する5つの目標のうち、1人1日平均排出量、ごみ排出量、焼却量が目標値を達成しました。

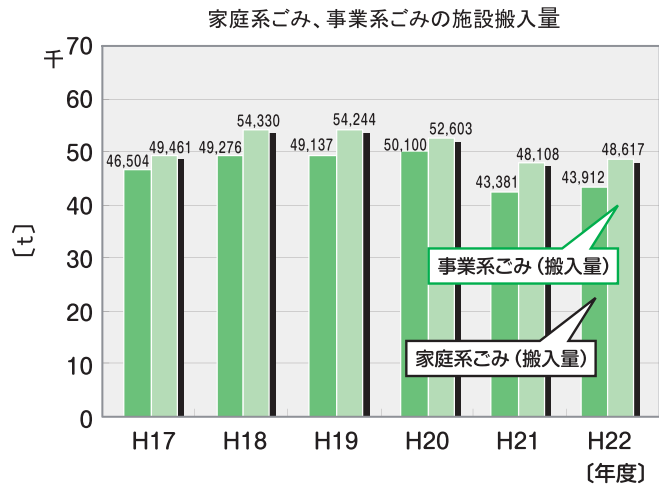
※佐世保市のごみに関する施策や取組みは「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に従って実施されます。この計画では、1人1日平均排出量、ごみ排出量、リサイクル率、焼却量、埋立量（最終処分量）の5つの目標を掲げて、進捗状況を計っています。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標達成率



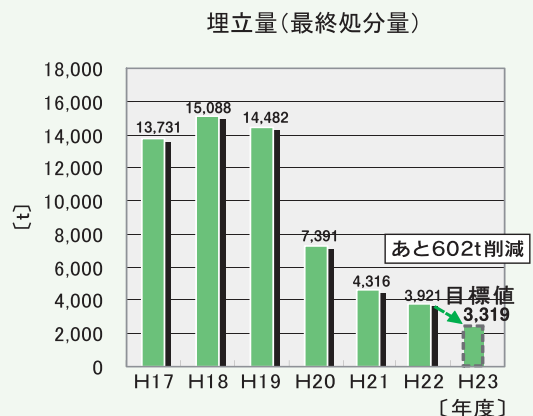
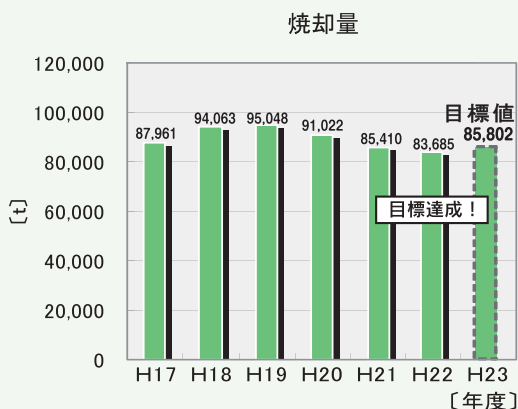
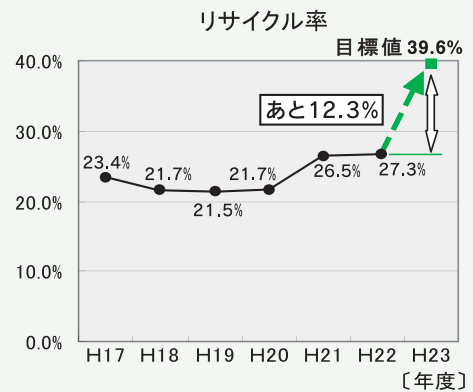
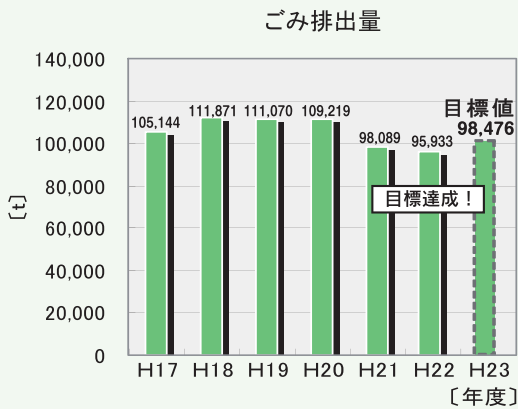
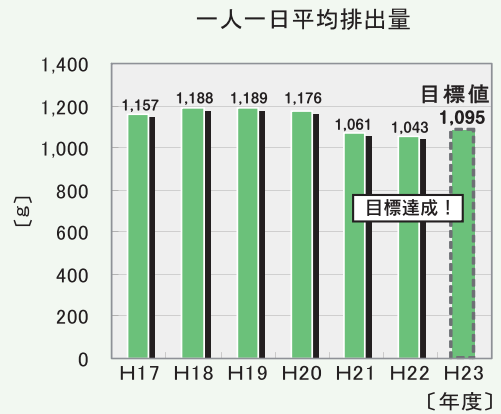
★ 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量（一般廃棄物）は、ともに大幅減少

ごみの量(搬入量)は江迎町及び鹿町町との合併により、本市で処理するごみ量は増加しましたが、合併により増加した量を除くと家庭系及び事業系ともに平成18年度以降、減少傾向となっています。



◇◇◇「ごみ処理基本計画」の5つの目標の状況◇◇◇

佐世保市のごみに関する施策や取組みは「ごみ処理基本計画」に従って実施されます。この計画では、1人1日平均排出量、ごみ排出量、リサイクル率、焼却量、埋立量（最終処分量）の5つの目標を掲げて、進捗状況を計っています。



取組み1：ごみになるものを断る（リフューズ Refuse）、取組み2：ごみを減量化する（リデュース Reduce）

生ごみ処理機器を設置する人への奨励金の交付件数は、平成20年度をピークに減少傾向です。また、ごみ減量アドバイザーの派遣や助成金の交付により支援した地域リサイクル活動への参加人数も平成19年度以降減少傾向です。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|--------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 生ごみ処理機器設置奨励金交付基数 | 481基 | 264基 | -45.1% | |
| 地域リサイクル活動支援事業に係る生ごみ堆肥化活動の参加人数 | 1,726人 | 1,540人 | -10.8% | |

取組み3：資源物を再使用する（リユース Reuse）、取組み4：資源物を再生利用する（リサイクル Recycle）

エコプラザで行っているタンスや机などの粗大ごみの再生販売件数は、平成22年度は88件と減少しました。

建物等の解体にあたっては、建設リサイクル法に基づき分別解体の適正実施の審査・指導、現場確認を行っています。

収集した資源物のうち、雑誌、新聞紙、古布、かん類など是有価物として売却し、資源化の推進を図っています。(平成22年度:5,282トン、155,543,780円)

また、東部クリーンセンターでは、ごみの焼却によって発生する熱を利用した発電に取り組んでいます。平成22年度は51,712tの焼却により14,402,800kwhを発電しました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|-----------------------|-----------------|-----------------|--------|------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 粗大ごみの再生販売件数(させほエコプラザ) | 109件 | 88件 | -19.3% | |
| 資源集団回収における回収量 | 8,266t | 6,393t | -22.7% | |
| 建設リサイクル法現場適正率 | 88.7% | 91.0% | | 2.6% |

取組み5：ごみや資源物を適正に排出・処理する

市民と行政のパイプ役であり、地域環境保全のリーダー役である各町内のクリーン推進委員と連携し、ごみ減量・リサイクルに対する啓発や分別指導等に取り組んでいます。

また、自動販売機設置箇所における回収容器の確認、空き缶等ごみ散乱状況の調査などに協力していただくため、小学校区ごとに散乱防止・緑化推進委員を配置しています。

ごみと資源物を分別する方法などについて、市民の皆様への説明会や、事業者を対象とした個別指導を実施しています。

ごみ処理施設から排出される焼却灰及び集じん灰を灰溶融施設により減容化し、スラグ等の有効利用に取り組んでいます。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|--------------|-----------------|-----------------|-------|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 分別説明会の開催回数 | 18回 | 19回 | | |
| ごみの適正排出率 | 98.6% | 98.37% | | |

◇◇◇環境ラベルの意味を知っていますか？◇◇◇

環境に配慮した商品選びの参考になる環境ラベルは、様々な種類があります。次の表示がされた商品は、それぞれ一定の基準が満たされた商品であることを示しています。

PETボトルリサイクル推奨マーク



PETボトルをリサイクルした原料を使用した商品であることを表示しています。

(PETボトル協議会)

FSC認証制度（森林認証制度）



適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」を受けた森林からの木材・木材製品であることを表示しています。

(森林管理協議会)

グリーン・エネルギー・マーク



製品の製造や印刷の過程において、環境負荷の少ないグリーン電力が一定割合以上使用されていることを表示しています。

(財団法人日本エネルギー経済研究所)

バタフライロゴ



印刷のプロセスの中で最も環境配慮がされたオフセット印刷方式を使用していることを表示しています。

(日本水なし印刷協会)

6 環境保全活動

環境意識の高いまち ～活動する環境市民～



【総合評価】

環境保全の取組みに満足している市民は若干増加しましたが、約2割と低いのが現状です。

また、日常生活や事業活動による地球環境への影響を認識し、環境に配慮した行動に取り組む割合（エコライフ・エコオフィス実践度※）は前年度に比べほとんど変化がありませんでした。

※環境保全の取組みに関する約20項目の実践度の平均をアンケートにより計っています。

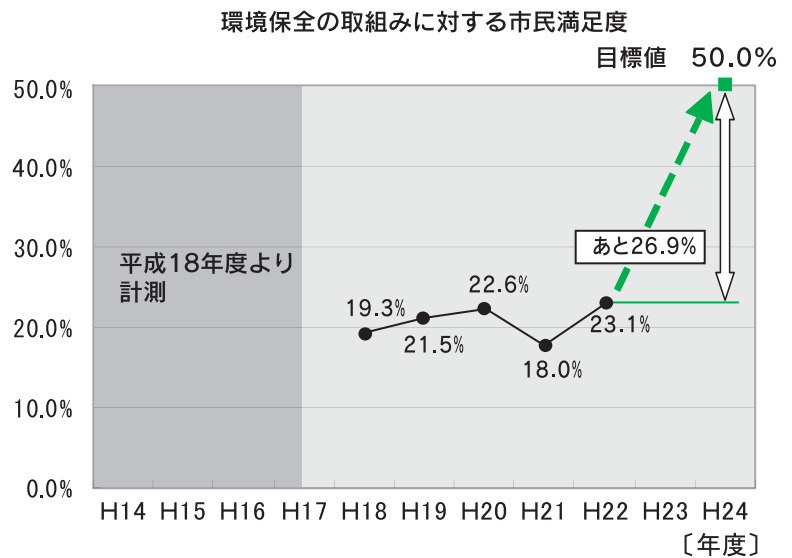
【施策や取組みの状況】

学校版環境ISOや地域環境ワークショップを実施し、地域ぐるみで環境保全の取組みを行うことを宣言する「環境宣言」の普及に取り組んでいます。

また、粗大ごみのリユース販売や環境教育・環境学習の機会の場の提供等に取り組んでいるさせばエコプラザの利用者数は毎年増加傾向です。

★ 佐世保市の環境保全の取組みに満足している市民は約2割

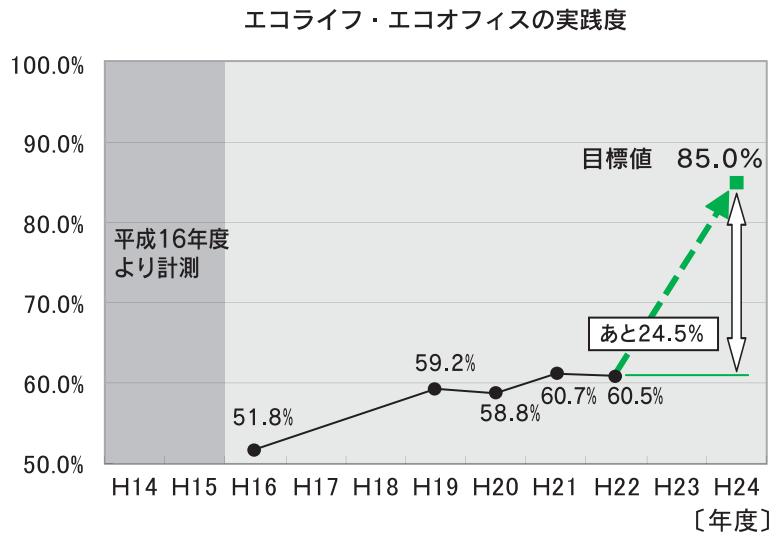
環境保全の取組みに満足している市民の割合は、昨年度より5.1%増加し23.1%となりました。



★ エコライフ・エコオフィスを実践している市民・事業者は約6割

エコライフ・エコオフィスを実践している市民・事業者の割合は0.2%減少し60.5%となりました。

目標達成に向け、積極的な働きかけが必要です。



取組み1：環境管理と環境情報の共有化を図る

佐世保市では平成15年3月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を認証取得しており、内部監査や外部機関による監査を実施するなど、継続的改善に取り組んでいます。また、環境マネジメントシステムの一つで、中小企業等でも比較的容易に取り組むことができるエコアクション21の取得を支援する「エコアクション21自治体イニシアティブプログラム」を実施し、2つの事業者の参加がありました。

| 指標の名称 (取組み指標) | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 環境マネジメントシステム取得事業所数【累計値】 | 22組織 | 52組織 | | 136.4% |
| 環境学習サイト「eカンキョウ@サセボ」のアクセス数 | 7,800件 | 5,433件 | -30.3% | |

◇◇◇環境について考えるあったか情報誌「エコプレス」◇◇◇

佐世保市の環境問題について、現状やその対策などについて図や写真を交えながら分かりやすく紹介しています。また、行政の取組みだけではなく、積極的に取り組まれている市民や事業者も紹介しています。

主に年に2回、広報させぼと同時配布していますので、ぜひご覧ください。また、過去に発行したものは佐世保市ホームページにてご覧いただけます。

佐世保市 エコプレス 検索 

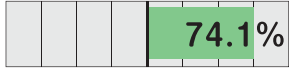
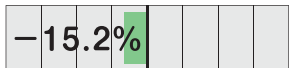
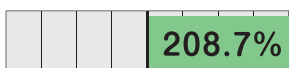
エコプレス第22号 ▶



取組み2：環境教育・学習を推進し、環境市民を育成する

省エネなどの環境に配慮した学校運営を行う「学校版環境ISO」の認証制度を推進しています。平成22年度の導入学校数は前年度より6校増加で10校となり、その他33校が導入に向けた取組みを開始しています。しかし、目標の72校と比較すると十分ではないのが現状です。

市内各地に講師を派遣し環境問題について情報提供を行う「どこでも環境教室」や環境学習の機会の提供を目的として実施する環境関連講座の実施回数は大幅に増加しました。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|--|-----------------|-----------------|---|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 学校版環境ISO(学校版環境マネジメントシステム)の導入学校数【累計値】 ※平成19年度より関連事業を開始 | 0校 | 10校 | (10校導入) | |
| どこでも環境教室などの環境学習講座実施回数 | 27回 | 47回 |  74.1% | |
| どこでも環境教室などの環境学習講座への参加者数 | 3,150人 | 2,671人 |  -15.2% | |
| こどもエコクラブの会員数【累計値】 | 618人 | 1,908人 |  208.7% | |

◇◇◇体験学習・環境教育充実事業◇◇◇

佐世保市の小中学校では、特定の学年を対象に体験学習や環境教育を充実させています。小学校3年生は、西海パールシーリゾートや九十九島動植物園での体験をとおして自然のすばらしさを体感しています。また、小学校4年生では、ハウステンボスや東部クリーンセンターなどで環境を守る取組みについて学習しています。中学校1年生では、佐世保の史跡や遺跡などを専門職員の指導のもと学習しています。

事業終了後は、この事業の意義を市民に広く啓発するとともに、児童・生徒の学習の発表の機会とするため、児童・生徒の学習の成果物を市役所1階ロビーに展示しています。

取組み3：協働による環境保全活動を展開する

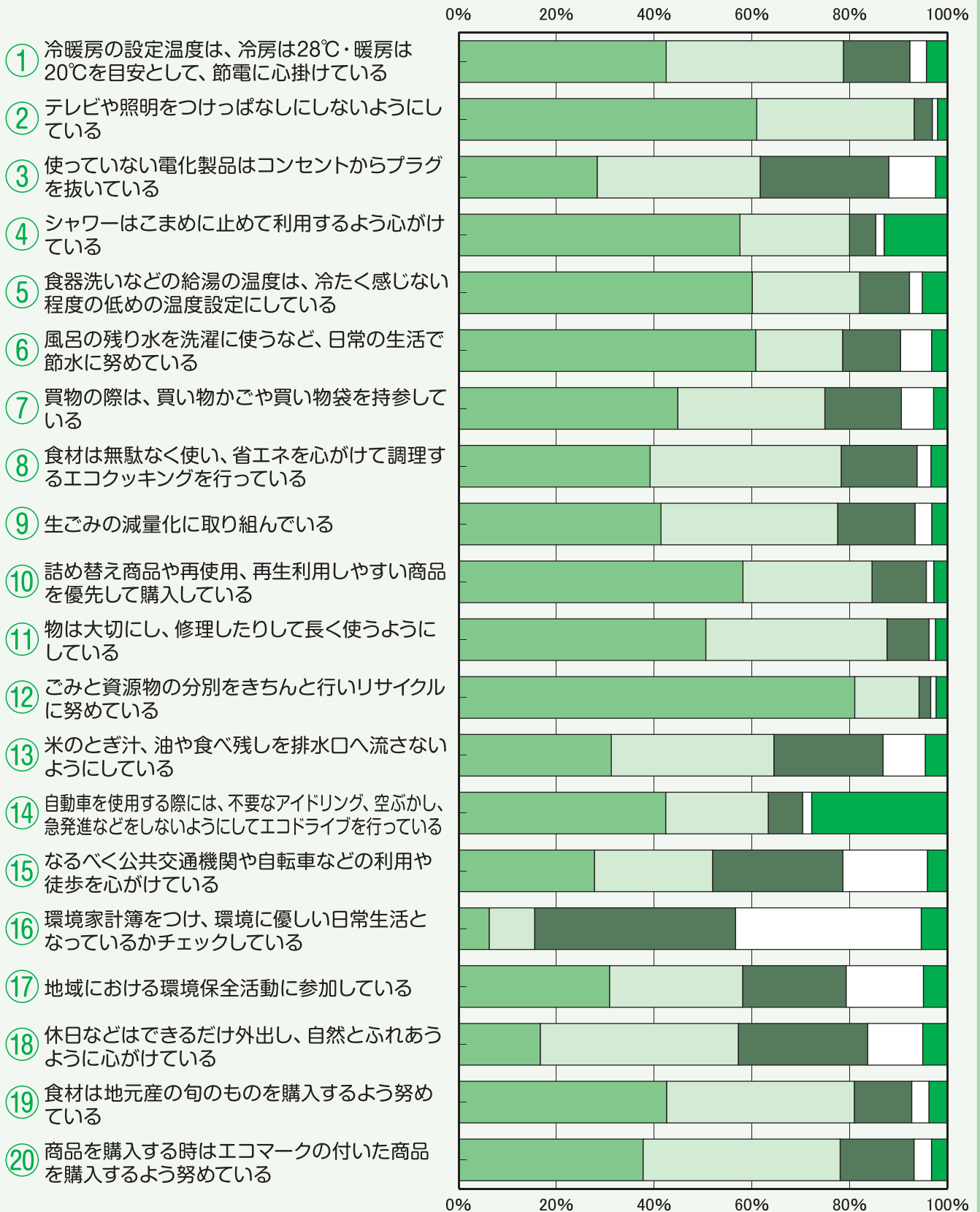
学校版環境ISOの実施校と地域の協力関係を築き、環境保全に向けた行動力のある地域コミュニティの形成を促進するため、地域環境ワークショップ（地域環境会議、地域環境インタビュー）を開催しました。

また、させぼエコプラザでは、かえっこバザールや環境学習に関する講座などを継続的に実施しています。平成22年度の来場者数は基準値を大幅に上回っています。

| 指標の名称（取組み指標） | 基準値 (平成18年度) | 現況値 (平成22年度) | 変化の割合 | |
|---------------------------------------|-----------------|-----------------|---|-----|
| | | | ←減少 | 増加→ |
| 環境宣言を行った地域の数【累計値】 ※平成19年度より関連事業を開始 | 0地域 | 3地域 | (3地域実施) | |
| させぼエコプラザの来場者数 | 3,421人 | 8,043人 |  135.1% | |

◇◇◇環境保全行動の実施状況（市民）◇◇◇

平成22年8月に、市内に在住の20歳以上の方3,000名を対象に「佐世保市の環境問題に関するアンケート調査」を実施し、環境保全行動の実施状況を調査しました。



いつも行っている

時々行っている

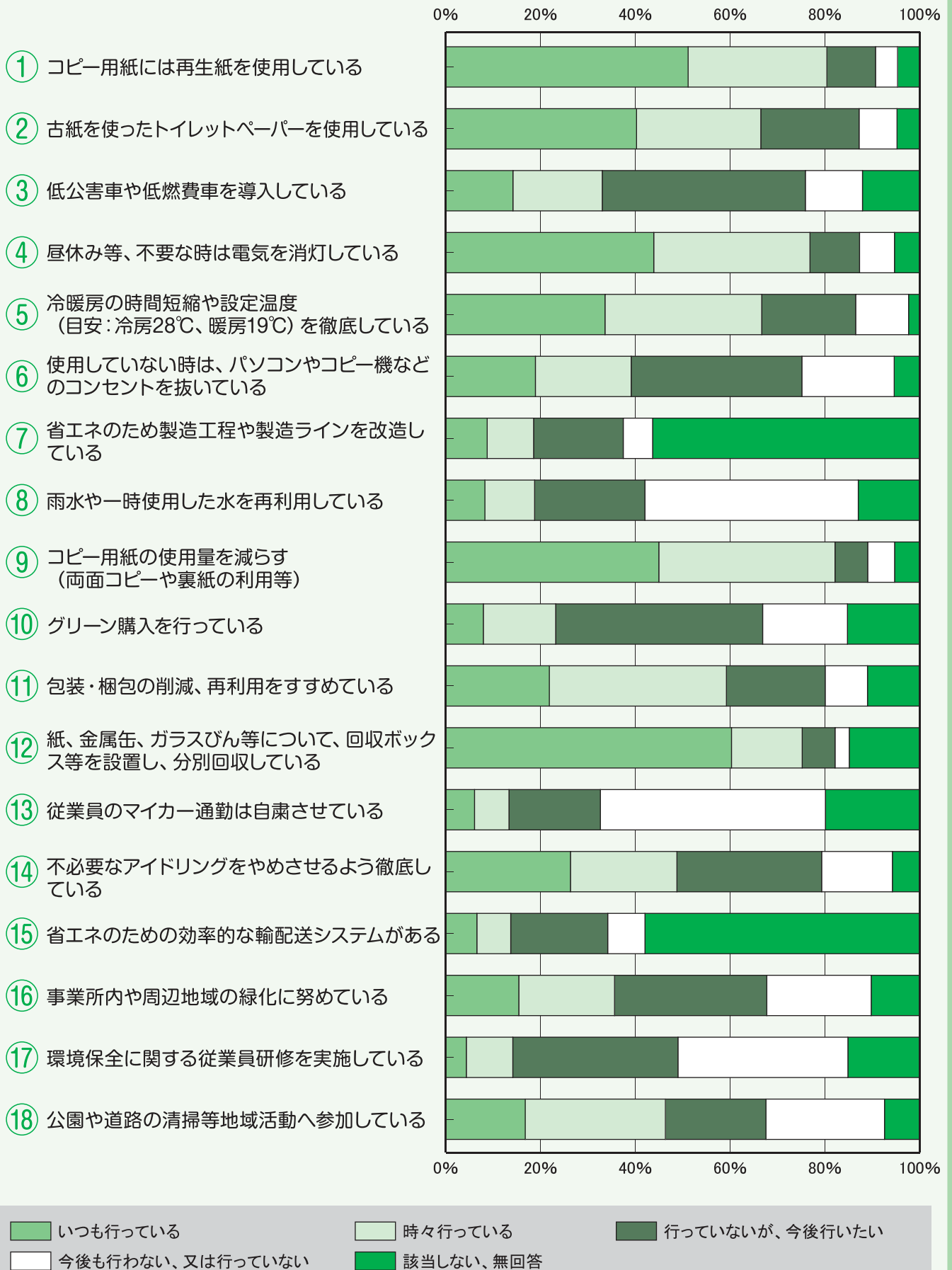
行っていないが、今後行いたい

今後も行わない、又は行っていない

該当しない、無回答

◇◇◇環境保全行動の実施状況（事業者）◇◇◇

平成22年8月に、市内にある250の事業所を対象に「佐世保市の環境問題に関するアンケート調査」を実施し、環境保全行動の実施状況を調査しました。



未来が変わる。日本が変える。

チャレンジ
25

佐世保市はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。



平成23年度

佐世保市環境基本計画 年次報告書

平成22年度の環境の状況及び計画の進捗状況

(平成24年3月発行)

編集・発行／佐世保市環境部環境政策課

〒857-0851 佐世保市稲荷町1番8号
TEL 0956-31-6520 FAX 0956-34-4477